

# 敬言 協の



相互扶助の精神に基づく、  
警察職員による、警察職員のための共済。  
それが変わることのない私たちの原点です。

警察職員生活協同組合を、もっと深く知ってもらうために



## 組合員の皆さまへ

「警察職員による、警察職員のための共済」  
警生協は昭和35年の設立以来、この精神を組織の原点として、組合員（警察職員）の総意に基づき、組合員本意の運営を行ってまいりました。

60年安保闘争等で世情が騒然としていた中、警察職員は、その職務の危険性などから保険加入が制限され、方がへの備えが十分にできない状況にありました。そこで、警察職員のために「手頃な掛金で必要な保障（補償）」が得られる共済（扶け合い）事業を自前で行う団体として、警察職員有志により警生協が設立されました。

あれから60有余年。組合員とご家族の利益を最優先に考えた警生協の共済事業は、全国の警察職員のご理解を得て、40万人の良質な組合員を加入者集団とするスケールメリット、職域組合ならではの事業経費の抑制、非営利ゆえの剰余金還元を強みとして、強固な運営基盤を築くことができました。

昨今、方がへの備えに加え、「人生100年時代」を見据えた生活設計の重要性は増し、公的年金を始めとする社会保障制度のほかに、iDeCoやNISAのような自助努力を促す制度の拡充が進んでいます。警生協は、組合員の皆さまが後顧の憂いなく職務に専念できるよう、社会保障や税に関する制度、警察共済組合の保険などと警生協の共済を上手に組み合わせ、ご利用いただきたいと考えております。

そのため、警生協では、組合員の皆さまが生涯にわたる生活設計を考える上で、安心してご相談いただける体制づくりにも努めています。個別相談等への対応に必要な専門知識を幅広く身につけるためのファイナンシャルプランニング技能士（FP）資格の取得もその一環です。令和6年11月現在、157名がFP資格を取得しています。組合員の皆さまには、賢い保険の入り方や資産形成の手段方法など、安心してお気軽に相談していただければありがたいと存じます。

警察職員生活協同組合理事長 石田 高久  
令和七年三月



警察職員生活協同組合

〒102-8607 東京都千代田区三番町6番8 警察共済ビル  
発行：令和7年4月 編集：警察職員生活協同組合

Webサイトからもご確認いただけます。

<https://www.keiseikyo.or.jp>

ID：keisei パスワード：keisei2024

注 ID、パスワードは半角小文字です。



題字「原点」は、飛田 光浩 氏（元茨城県支部 参事）揮毫によるもの



警察職員生活協同組合

# 警生協の原点

警察職員生活協同組合(以下、「警生協」という。)は、警察職員の福利厚生事業の一環として、警察職員が後顧の憂いなく職務に専念できるよう、協同互助の精神に基づき、手頃な共済掛金で必要な保障(補償)を提供する共済制度の実現を目的に設立されました。

それから60年余。

警生協は、大きな発展を遂げたこれまでも、そしてこれからも警察職員自らが作り育てた組織として、組合員(警察職員等)とそのご家族の福利向上のために存在するという設立の原点を忘れずに、組合員に愛され、信頼される共済事業の運営に邁進してまいります。

## 基本理念

警生協は、警察職員等のきずなと信頼を礎として、組合員が安心して職務に専念することができるよう、共済事業の提供を通じて、組合員及び退職警察職員並びにその家族の生活の安定と向上に寄与することを基本理念とする。

## 行動憲章

- 時代の変化に対応し、組合員のニーズに合った共済事業の提供に努めます。
- 永続的な保障責任を確実に果たすため、安全かつ安定的な資産運用に努めます。
- 法令を遵守し、適切かつ健全な事業運営に努めます。
- 組合員の利益を最優先に考え、親切・丁寧な対応に努めます。
- 組合員一人一人のライフステージに合った加入プランの推奨に努めます。

## 警生協の誕生

「60年安保闘争」等で世情が騒然としていた中、警察職員は、給料も決して高くなかったことに加え、民間の保険会社からは、その職務の特殊性から危険職種に指定されたことなどから保険加入に大きな制限があり、万が一への備えが十分にできない状況にありました。

そこで、警察職員のために、公的な福利厚生制度の不足を補う自助努力として「手頃な共済掛金で必要な保障(補償)」が得られる共済制度の利用が可能と



▲60年安保闘争

[写真提供:毎日新聞社/時事通信フォト]

なるよう、昭和35年3月10日に、警察職員有志により、警生協が設立されました。

警生協の「設立趣意書」には、「もしわれわれが、自ら共済団体を設立し相互扶助の精神に基づいて、自家保険式の火災共済事業を行うならば、募集費等の節減を図れる上に、利潤を見込む必要がないため、剰余金が生じた場合には加入者に償還することもでき、掛金(保険料)を低廉にすることができます」と記されています。

また、警生協は「消費生活協同組合法(生協法)」に基づいて設立された組合であり、生協法第9条には、組合は「組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない」と規定されています。組合は事業を通して、組合員の期待に応え、組合員の暮らしに奉仕するためのものでなければなりません。これを「最大奉仕の原則」といい、生協の基本原則となっています。

これが警生協の原点であり、現在においても、この考え方を基本に事業を展開しています。

## 警生協の目的・役割

警生協の定款第1条には「協同互助の精神に基づき、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的とする」と定められており、「基本理念」においても、「共済事業の提供を通じて、組合員及び退職警察職員並びにその家族の生活の安定と向上に寄与すること」が組織目標であることを明らかにしています。

警生協が提供する共済事業を利用することによって、組合員は、①死亡、入院、火災等の基本的リスクに備えることができ、②退職後の生活水準を維持するための資産形成ができ、③共済掛金負担を大幅に軽減することができます。

このように、警生協は非営利の協同互助組織として、組合員の生活の文化的経済的改善向上を担っています。



▲厚生大臣から交付された設立許可証(昭和35年3月10日)

## 警生協の特長①

# 一生涯の安心を支える 強固な事業基盤

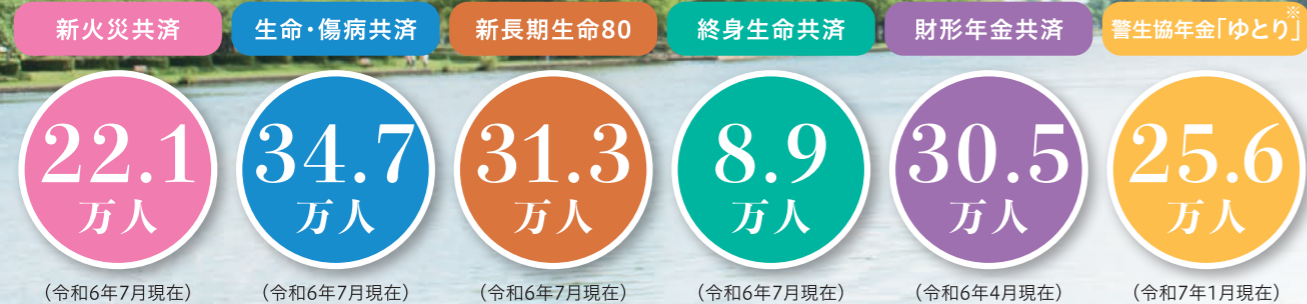
## 40万人のスケールメリット

警生協は、現職組合員（約30万人）、退職組合員等（約10万人）が集う団体です。全国の都道府県警察等で事業を展開しており、組合員数は令和6年7月現在で約40万人に及びます。組合員数が多いことから、共済掛金収入も安定し、多額の共済金や年金等の支払いが可能となっています。

日本の社会は少子高齢化が進み、人口減少に転じたものの、警察の職域で働く警察職員は一定のスケールを保持しており、今後もその規模は確保され、警生協の事業を維持し発展させていくための基盤は盤石です。

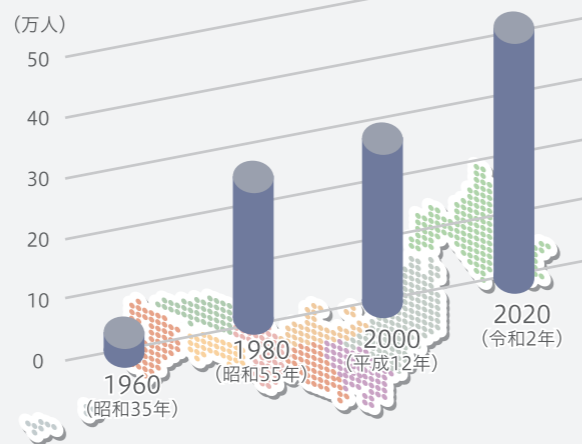
### 各共済事業の契約者数

警生協では、組合員を対象に6つの事業を展開しています。それぞれ順調に契約者数を伸ばし、安定した共済掛金収入を実現しています。警察職員相互の信頼と連帯から生まれる助け合いの仕組みは、適切な事業運営態勢の下で、健全な発展を続けています。



※警生協年金「ゆとり」は、警生協の理事長が加入組合員を代表して、生命保険会社各社との間で、「拠出型企業年金契約」を結んで運営されている年金制度です。

### 組合員数の推移



## 十分な支払能力

警生協の最も大きな責任は、大規模災害や株価の暴落等が発生しても、組合員に共済金や年金等を迅速・適正にお支払いすることです。

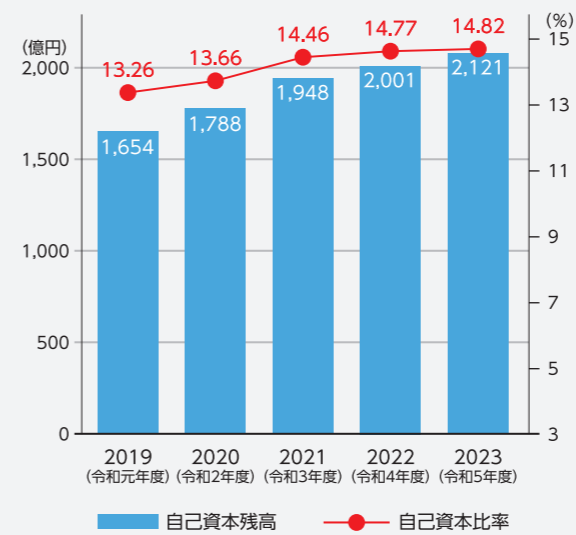
事業を安定的に存続させるためには自己資本を充実させて組合の経営体力を強化していく必要があります。そのため毎年の事業で得た剰余金の一部を自己資本に充て、支払余力比率の向上に取り組んでいます。

支払  
余力比率※1  
**1193.5%**  
(令和5年度)

総資産額※3は  
**1兆4,315億円超**

総資産額は  
平成24年12月に1兆円を突破し、  
その後も順調に増加を  
続けています。

### 自己資本の残高と比率※2の推移



※1 大災害や株価の暴落等予期せぬ事象が発生した場合の共済金等の対応力を示す「支払余力比率」(最低でも200%は必要)は、令和5年度は1193.5%と高い水準を維持しています。

※2 自己資本比率は、総資産に対する自己資本(純資産)の割合のことで、企業の財務体質の安全性を示す指標の一つです。警生協の自己資本は年々増加し、令和5年度は2,121億円(資産の時価によって日々変化する「評価損益」を除く。)となり、自己資本比率は14.82%です。

※3 総資産額は時価(令和6年3月末現在)で表示しています。

## 警生協の特長②

# 組合員の利益を 最優先に考えた事業運営

## 事業経費を必要最小限に抑え、 剰余金は各共済事業の契約者に還元

厚生課や所属担当者にご協力をいただくことで最小限の職員数で事務を行うことや、広告宣伝に費用をかけないなど事務経費の節減を徹底し、事業経費を最小限に抑えています。警生協の事業経費の受入共済掛金に対する割合は、5.8%です。民間生命保険大手4社の平均は、14.4%（2023年度の決算公表資料から警生協において算出）です。

掛金  
(保険料)に占める  
事業経費の割合  
5.8% ↔ 14.4%  
警生協                      民間生保大手

### 組合員(契約者)への還元

	共済名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
利用 分量 割戻率	生命	45%	45%	50%	45%	45%
	傷病	35%	40%	25%	—	45%
	新火災	—	—	10%	10%	10%
契約者 割戻率	長期生命	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.8%
	終身生命	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.6%
	財形年金	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.8%

営利を目的としないため、共済金等の支払後に剰余が発生した場合には、事業運営に支障のない範囲で共済掛金の一部を「利用分量割戻金」として契約者に還元するほか、財形年金共済等の長期共済事業についても、資産運用等の結果剰余が発生した場合には、「契約者割戻金」として契約者に還元しています。

- ※ 上記の利用分量割戻率、契約者割戻率は、毎年の還元をお約束するものではありません。
- ※ 利用分量割戻金は、お支払いいただいた共済掛金からお返しするものです。例えば、生命共済50代1口契約者の場合、割戻率45%では年間共済掛金14,880円の45%にあたる6,690円が還元されたこととなります。
- ※ 契約者割戻金は積立額に対して積増しをするものです。割戻率0.8%では、積立額100万円の契約者の場合、100万円の0.8%にあたる8,000円が積増しされたこととなります。

## 警察職員の声を反映した組織

警生協は、警察職員による警察職員のための職域生協です。そのことは、警生協の組織運営のあり方に具体的に現れています。警生協は警察職員(組合員)の中から選ばれた代表(総代)により、事業運営の基本方針が決定されています。具体的には、総代が集まる総代会において、定款の変更、規約の設定、毎事業年度の予算及び事業計画の設定、事業報告書及び決算関係書類等の議決を行います。総代会での決定を執行するための具体的な計画等を決め、理事の職務執行を監督する機関が理事会です。理事会を構成する理事は、総代会において、組合員の中から選任されます。

このように、警生協は警察職員の代表者による総代会、理事会を通じて、警察職員の声が反映される組織形態となっています。

警察庁・各管区警察局・  
全国都道府県警の組合員

||  
総代を選出

↓  
総代会

||  
理事を選任

↓  
理事会

## 警察庁・各管区警察局・ 全国都道府県警察本部に専従職員が常駐

警察庁・各管区警察局・全国都道府県警察本部厚生担当課内に警生協支部専従職員を配置し、事務局と連携して共済事業の運営に当たっています。警電1本で契約や変更の手続き、共済金等の請求など、お気軽に問い合わせいただけます。また、ファイナンシャルプランナー等の専門資格を習得した警生協職員が、ライフサイクルプランの相談にお応えします。

なお、各支部においては、都道府県警察本部で福利厚生事務を担当する警務部長等を支部長、厚生課長等を副支部長として運営しています。

# 警生協の共済で備える、『人生100年時代』を見据えた生活設計 採用から退職後まで全てのライフステージに 役立つ警生協の共済事業

『人生100年時代』へ！

現在の生活を豊かに、この先の未来も明るく、そのために「今」すべきことは、「資産形成のための保障の見直し」！  
安心のセカンドライフに向けて、できることから始めましょう。

ライフステージに適した  
共済の加入を推奨しています。  
各ライフステージの  
加入モデルプランは  
Webサイトをご参照ください。



採用



結婚



子どもの誕生



住宅の購入



子どもの独立



退職



セカンドライフ

生命・傷病共済を効率的に利用して、節約できた資金を将来の保障又は資産形成に役立てましょう。

## 生命・傷病共済

在職中の  
万が一の時  
(死亡・重度障害)や  
病気やケガに  
よる入院時の保障

### 生命共済

- ・死亡共済金は遺されたご家族が生活に困らないための資金です。
- ・ライフステージに応じて保障額を見直しましょう。
- ・特に、結婚や子どもが生まれた機会に、生命共済を増口しましょう。
- ・子どもの独立後は、生命共済を減口し、減った分の共済掛金を貯蓄に回しましょう。

### 傷病共済

- ・手頃な共済掛金で、病気やケガによる入院や高額な先進医療に備えることができます。
- ・他の保険も含め、入院時の保障額が適切か確認しましょう。

退職時に共済掛金の払込みが終わります。退職後は家計への負担がないため、年金生活も安心です。

## 終身生命共済

### 退職後の死亡・重度障害保障

- ・死亡共済金は葬儀費用や遺されたご家族の当面の生活資金、相続対策として活用できます。
- ・預貯金では対応しきれない高額な医療費や介護費用に、解約返戻金を充てることもできます。

## 新長期生命80

### 退職後の入院保障

- ・退職後は、80歳までの入院を保障します。
- ・現職中は、生命・傷病共済と新火災共済の割戻金を共済掛金として振り替えるので、無理なく共済掛金が積み立てられます。
- ・例えば、本人コース入院日額5,000円の場合、65歳から80歳までの共済掛金は月額換算すると、約2,650円となります。

新火災共済は、火災だけでなく、風災、水害、雪害等のほか、地震補償も自動付帯しているので安心です。

## 新火災共済

火災等、災害等、  
地震等、盗難による  
建物や動産の  
損害を補償

- ・近年、大規模な自然災害が全国各地で発生しており、自然災害に対する補償の重要性が見直されています。
- ・損害補償の内容を確認し、生活再建のために不足のないようにしましょう。
- ・賃貸住宅の場合は、借家人賠償責任特約を動産契約に付帯して契約することができます。

## 充実した退職組合員、承継組合員制度

退職後も退職組合員として一生涯補償を続けることができます。  
また、退職組合員(現職組合員を含む)が亡くなられた後も、配偶者又は同一世帯の子が承継組合員となり、最長で10年間は契約を継続できます。

財形年金共済、警生協年金「ゆとり」Aコース・Bコースを併用することにより、安定的な資産形成の手段を複数確保 することができます。

## 財形年金共済

退職後の  
生活費補完を  
目的とした  
私的年金制度

- ・受け取る年金や利息は非課税です。
- ・早い時期に共済掛金をできるだけ多く積み立てる有利性の高い重点積立方式にすることで、教育費等で家計が圧迫される前に調整期間へ移行し、調整掛金(月額1,000円)のみの払込みにすることができます。

## 警生協年金「ゆとり」

ゆとりある  
セカンドライフに  
備えるための  
私的年金制度

- ・毎月の積立だけでなく、ボーナスとの併用払、年1回の臨時一時払、退職時一時払を活用すれば、掛金を柔軟に積み立てることができます。
- ・Bコースは一部引出しが可能なため、子どもの教育費等の様々な用途で活用することができます。

ゆとりあるセカンドライフに必要な額は？



注 上記金額は例示ですが、「ゆとりあるセカンドライフに必要な額」の考え方、それを財形年金共済と警生協年金「ゆとり」で無理なく準備するための掛金の目安については、財形年金共済、警生協年金「ゆとり」のパンフレットをご参照ください。

## 警生協職員の取組①

# 組合員それぞれのニーズに寄り添った個別相談を実施

個別相談とは、万が一の時への備えや、なんとなく不安に感じているセカンドライフへの備えなど、気になっているが、ほんやりとしている様々なリスクに対する備えを相談者にとって最適な形になるよう、一緒に考えることです。

これからの「人生100年時代」はリスクも多様化していきます。

組合員それぞれのニーズに寄り添ったご提案ができるよう、体制を整えています。



警生協の  
活動方針

組合員のご相談に積極的に  
お応えする。

組合員のご意見を  
共済事業の改善に活かす。

組合員に役立つ  
共済情報を積極的に発信する。

## 価値観や人生観を尊重しながら、最適な保障のかたちをご提案していきます

将来のこと  
気になるお金のこと  
お気軽にご相談ください。

何を相談したらいいのかわからないと言いながら訪れた組合員が、笑顔で帰られることもよくあります。毎月の給料で生活している警察職員は、日々の生活に困ることがなく、お金の話は先送りしがちです。「人生100年時代」を考えると、**セカンドライフを見据えた貯蓄をいつから始めるかによって、将来の生活に大きな差が生じます。**最近では、若い方もライフサイクルプランや貯蓄について真面目に考えている方が増えています。

保障の充実が  
必要な世代の皆さんは  
ぜひご利用ください。

**30代から40代の警察職員の方々は、健康に自信があるせいか、保障のことをあまり気にかけていない方が多いようです。保障が気になりだしてから手当てしていたのでは、できることは限られてしまいますので、保障の充実が必要なこの世代は、ぜひ個別相談をご利用ください。**

専門スタッフが  
組合員一人一人の  
立場にたってご提案します。

警生協のセールスポイントは、組合員一人一人の立場にたって保障を提案し、共済金のお支払いまで丁寧にサポートしていることです。警察の職域ゆえの手厚いサポートは、他では決して得られるものではありません。**警生協では、専門知識を習得した職員が組合員に役立つ情報を積極的に提案し、保障に関する相談に親切・丁寧にお応えする体制を整えています**ので、お気軽にご相談ください。

## 組合員それぞれのニーズに寄り添ったご提案ができるよう、体制を整えています

### ■ 専門知識の習得

相談を受ける私たちも常に社会の動きにアンテナを張り、また専門知識の習得に努めています。

FP(ファイナンシャルプランナー)\*有資格者数(令和6年11月現在)

1級・CFP **5人** 2級・AFP **90人** 3級 **62人**

\* FP(ファイナンシャルプランナー)とは、金融、税制、不動産、ローン、保険、年金などの幅広い知識を備え、相談者と一緒を考えサポートする資格を持った専門家。

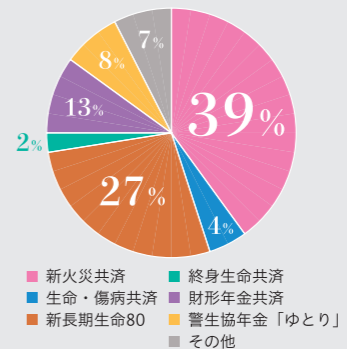
### ■ 組合員の声を共済事業に反映しています

警生協には、組合員から寄せられる意見・要望を一元的に受け付け、迅速・的確に対応するプロジェクトチームがあります。

プロジェクトチームに寄せられた組合員の声は、事業運営の改善や共済制度設計へ反映しています。

警務局フリーコール  
年間  
受付件数  
(令和5年度)  
**7,286件**  
月間平均 600件以上

#### 共済別問い合わせ件数



警生協では、組合員向けの相談窓口を設けて広くご意見を集めています。

## 警生協職員の取組②

# 様々な方法で有益な情報を発信

時代の流れに伴い、組合員の生活設計をめぐる情勢も変化を遂げています。私たちは、所属巡回、ライフサイクルプランセミナー等を通じて個々の組合員と個別に相談できる機会を増やすとともに、組合員一人一人が思い描く理想のライフサイクルプランを実現するため、必要な保障(補償)の備え方等について、各種広報資料、Webサイト等で情報を発信しています。

### ■ 所属巡回



#### 対面での情報提供に努めています

所属幹部、厚生事務担当者の方々のご理解とご支援のもと、警生協職員が直接組合員と接する機会を設けています。所属巡回時に一人でも多くの組合員に対して個別相談を実施するなど、時宜を得た分かりやすい情報提供に努めています。

### ■ 広報誌



#### 組合員ごとに異なる保障ニーズに対応

広報誌「きずな」をはじめ、組合員ごとに異なる保障ニーズに対応した世代別・ライフステージ別に分かりやすい広報資料を取り揃えています。保障(補償)の見直しの際にぜひご利用ください。

警生協の主な広報資料

共済事業案内資料



きずな

新火災共済ご契約のしおり



財形年金共済のご案内



ライフサイクル別リーフレット



共済・保険の入り方

ゆとりあるセカンドライフのマネープラン



50代にしておきたい賢い退職準備



### ■ Webサイト



#### 事業内容や請求手続等、役立つ情報が充実

警生協の共済事業についてはもちろん、共済の基礎知識や家計の節約術、各種パンフレットの最新版を掲載しています。また、警生協からのお知らせや募集のご案内等、随時更新しています。

#### トップページから閲覧できる動画やシミュレーション



ぜひ  
お試し  
ください。

#### かんたんシミュレーション

いくら貯めれば、毎月いくら受け取ることができるか、万が一の時の死亡保障額はいくら必要のかなど、ご自身の情報を入力することで、簡単に試算することができます。



一定額の資金(年金原資)を運用し、将来、年金形式で受け取る場合の受取月額を計算します。

受取金額	
受取期間10年	
月額	141,500円
総額	16,980,000円
受取期間15年	
月額	97,100円
総額	17,478,000円
受取期間20年	
月額	75,000円
総額	18,000,000円

いくつかの質問に回答するだけで簡単に試算できます!

- 【その他のシミュレーション】
- ・自分にあった死亡保障額をシミュレーション
  - ・生命・傷病共済の掛金をシミュレーション
  - ・新火災共済の掛金をシミュレーション
  - ・受取月額をシミュレーション
  - ・未来の積立合計額をシミュレーション
  - ・目標額から毎月の積立額をシミュレーション
  - ・受取月額から必要な原資をシミュレーション
  - ・財形年金共済の共済掛金積立プランをシミュレーション



